平成25年第３回瑞穂市議会定例会会議録（第２号）

平成25年９月９日（月）午前９時開議

議　事　日　程

日程第１　議案第47号　瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例について
日程第２　議案第48号　瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
日程第３　議案第49号　瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第４　議案第50号　平成24年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第５　議案第51号　平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第６　議案第52号　平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第７　議案第53号　平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第８　議案第54号　平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第９　議案第55号　平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10　議案第56号　平成24年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
日程第11　議案第57号　平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第２号）
日程第12　議案第58号　平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第13　議案第59号　平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
日程第14　議案第60号　平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）
日程第15　議案第61号　平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第16　議案第62号　平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
日程第17　議案第63号　平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第１号）
日程第18　議案第64号　市道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

１番	堀　　武	２番	くまがいさちこ
３番	西　岡　一　成	４番	庄　田　昭　人
５番	森　　治　久	６番	棚　橋　敏　明

７番	広　瀬　武　雄	８番	松　野　藤四郎
９番	広　瀬　捨　男	10番	古　川　貴　敏
11番	河　村　孝　弘	12番	清　水　　治
13番	若　井　千　尋	14番	若　園　五　朗
15番	広　瀬　時　男	16番	小　川　勝　範
17番	星　川　睦　枝	18番	藤　橋　礼　治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（１名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市　　長	堀　　孝　正	副　市　長	奥　田　尚　道
教　育　長	横　山　博　信	企画部長	森　　和　之
総務部長	早　瀬　俊　一	市民部兼巣南庁舎管理部長	広　瀬　充　利
福祉部長	高　田　　薫	都市整備部長	弘　岡　　敏
調　整　監	白　河　忠　良	環境水道部長	鹿　野　政　和
会計管理者	宇　野　清　隆	教育次長	高　田　敏　朗
監査委員事務局長	松　井　章　治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田　宮　康　弘	書　　記	泉　　大　作
書　　記	今　木　浩　靖		

開議　午前９時06分

開議の宣告

○議長（星川睦枝君）　皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１　議案第47号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第１、議案第47号瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　改革の西岡一成でございます。

議案第47号について、二、三の点について御質問を申し上げたいと思います。

まず１点目は、現在のデイサービスセンターの利用状況はどうなっているか。

２つ目は、市内各事業所のデイサービス及び訪問介護の利用状況はどうか。

まず、２点について御質問を申し上げます。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　西岡議員からの御質問でございますが、現在の瑞穂市社会福祉協議会に委託しております事業の利用状況でございます。居宅介護支援、ケアマネジメントでございますが、こちらは月平均で30人でございます。デイサービスにおきましては、月平均で31名、訪問介護におきましては、月平均21名でございます。

また、２点目の市内事業所の利用状況ということでございますが、今、手元にございませんので、また調べて御回答を申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　では、自席で御質問を申し上げます。

今、資料がないというところを本当は聞きたかったんです。各事業所が６月28日の全員協議会で出された資料によりますと、ＡからＧまでの事業所ごとについて、定員、そして空き状況が資料として提示をされております。その実態を具体的に把握をした上で、そして市の事業の利用状況等々を踏まえて、そういう中で、なぜ通所介護や訪問介護を市の事業から撤退をさせるのか、そのことの合理的な根拠について実は聞きたかった。

ですから、今２つ目の資料は提示されていませんけれども、今申し上げました根拠について明確に、改めて明らかにしていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　前年、市民の皆様方にパブリックコメントを実施いたしましたが、その中で３件の御意見をいただいたところですが、そのうちの１件につきましては、今後も市として必要ではないかということをいただいておりますが、そのほかに関しましては反対意見というのはなかったんですが。

それと、平成12年以降、介護保険が施行以来、まず当初には市内にいろいろな事業所がまだ立ち上げがなかったという段階において、市が率先してこういった事業を取り組んでまいりましたが、12年以来、もとす広域連合管内でそれぞれの事業所、各民間の事業所が立ち上がってまいりました。そういった事業所では、それぞれの事業に取り組んでいただいた結果、私どもが社協で委託しておる、皆様方への十分に吸収できるような事業体制が民間の中で整っておるということもあり、またさらに次に平成27年４月からは介護保険法の中で要支援等の対応が変わってまいります。そういった対応等を含めて、またさらに障害等への対応についてもいろいろ法的な改正がありまして、市で取り組むべき要素がまた新たな分野で出てまいりました。そういったところを含めて介護保険については民間事業所へお願いをし、さらに今後、法改正のもとで出てまいります新たな事業に関しまして市として取り組んでいくべきではないかという考えのもとから、今回、こういった事業所の委託を廃止し、新たな福祉、障害の施策への取り組みの一つの起点としたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　余り明確ではありません。

まず、パブリックコメントのことを言われましたけれども、３件あって、１名反対であとはそうではなかったということで、パブリックコメントの結果が住民の民意であるということを前提にしたような話がありましたけれども、３件だけなんですね。その他のパブリックコメント、いろいろありますけれども、件数は非常に少ない。だからといって、それは必要ではないということではないんです。やはりパブリックコメントが市民の間に定着をして、広く民意が反映されるまでには相当の時間がかかると思います。そのプロセスが非常に大事だと思うんですね。ですから、３件だったとしても、それは非常に大事にしなきゃいけないフィードバックのシステムなんです。

ですから、そういうことを踏まえても、１件しか反対がなかったからということを強調することは正しいことじゃないというふうに思います。

あと、要するに民で吸収できるようになったから公は要らないという問題ではないんです。

基本的に老人福祉法の第４条、御存じのとおりであります。国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有するということを踏まえて、さまざまな老人に対する施策を行っておるわけであります。その点を踏まえるならば、民にいかにそういう施設ができたとしても、公は公としての責任というものがあるということなんです、一般の人にとって。例えば、自分自身の問題にこれから考えたとしても、公に対する信頼感であるとか安心感であるとか、いろんなさまざまな要素もございます。

ですから、今申し上げたように、民ができているからと。この６月28日の資料によりますと、ＡからＧまで、その中身を見てみると、ほぼ満員というところは１つしかないですね。あとは２割とか３割とか、35名中、５名から10名だとか、こういう状況なわけです。これは市内のデイサービスセンターの空き状況ですね。それを６月27日の聞き取りという状況で報告がされております。それは民が、まさに市場経済のもとに、いわゆる福祉産業に参入をするということなわけです。そこは市場ですよね。公の場合は、市場原理云々かんかんという問題だけではないと思うんですね。ですから、そこら辺の比較検討、何が問題かということについての総括というものが具体的に出てこない。

先ほど言われた２点、３点の話というのは、極めて現象的で表面的な分析でしかないというふうに思いますけど、いかがですか。あとはまた討論でやるとして、余り突っ込みませんけど。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　福祉の問題は幅広いということは御存じかとは思いますが、そういった中で、民でお願いできるものはお願いし、公としては新たな課題へ考えを移していくべきかというふうに考えておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　今のでも単純過ぎるんですよ。新たな課題に対しても、公はそれをやらなきゃいけない。新たな課題でない継続している事業についても、先ほど言った老人福祉法の第４条の精神を踏まえればやらなければいけない。単なる役割分担じゃないんですよ、官と民とは。公には公に課せられた、公でしかできない使命というものがある。それはどこなのか、そういうことを総括して具体的に提起をしなければならないということを言ったんです。

それだけ申し上げて、答弁は結構です。

○議長（星川睦枝君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２　議案第48号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第２、議案第48号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君）　若園五朗君。

○１４番（若園五朗君）　新生クラブ、議席番号14番　若園五朗。

議案第48号、瑞穂市火葬場条例の一部改正について質問します。

まず、この議案第48号は提案説明からしても理解しにくいものになっていると私は思います。提案説明に、火葬場の使用者となる市民の定義及び使用の許可における、死亡時に本市の市民でなかった者で市長がやむを得ないと認める場合の市民以外を明確にするため改正するとあります。ごく普通に理解すると、この「及び」からずうっと行きまして、「市長がやむを得ないと認める場合の市民以外を明確にする」という部分が実に理解しにくいものでございます。

現在の火葬場の運用は、死亡者が市民でない場合は、使用者が市民であることに限っておりますので、市長がやむを得ないと認める場合は、市民以外の方にも火葬場を貸すと理解してしまいます。このように思っているのは私だけでしょうか。

次に、現行の条例、瑞穂市火葬場条例第５条２項がわかりにくいため改正するものではありませんか。現行の第５条２項は、死亡時に本市の市民でなかった者で火葬場及び葬祭備品の使用を願い出た者があるときは、市長がやむを得ないと認める場合に限り承認し、許可する。この条文には、火葬場や葬祭備品の使用を願い出た者が市民でなければならないとか、市民以外は使用できないとか、何も書いてなく、不明瞭です。要するに、この条例第５条第２項は、何びとでも使用したいならば申請し、市長の承認許可を得れば使用できることになります。

では、どうして提案説明で市長がやむを得ないと認める場合の市民以外を明確にするとしながら、この条文、第５条第２項は全く改正していないのか、その理由をお聞かせください。

次の質問は自席で行います。

○議長（星川睦枝君）　広瀬市民管理部長。

○市民部兼巣南庁舎管理部長（広瀬充利君）　若園議員の御質問のまず第１点目でございますが、提案理由が理解しにくいという御質問でございますが、市長がやむを得ないと認める場合の市民以外を明確にするためということでございますが、今回の条例を改正するきっかけといいますのは、やはり市民の方々、あるいはいろんな方の声をお聞きし、他の市においては市民、あるいは市民以外、あるいは市外の方と、他の火葬場については市民の方だけではなく、オールマイティーで市外の方も含めて受け入れているケースが多いわけでございますが、瑞穂市の場

合は、御承知のように、基本的には市民の方、あるいは市民にかかわって大和園などにどうしても住民票を動かさなければならない方、あるいは喪主との関係で長男の方がどうしてもお外に見えて、本人さんは市内に住んでみえてお亡くなりになった方と、そういったやむを得ない事情等、そういった場合も含めて、例えば火葬場の使用料で言いますと、5,000円が市内の方でございますが、市民以外の方については６倍の３万円ということでございましたが、今までの条例については、本文の中に文章で書いてあっただけということでございましたので、今回は別表ということで、第８条、第９条及び第13条関係ということで市民以外という表を入れさせていただいて、表を見たらすぐにわかるようにという意味でわかりやすくしたつもりでございますので、そういったことでお願いしたいと思います。

２点目の、第５条の２がわかりにくいのではないかというようなことでございましたが、市長の特別に認める場合というようなことが書いてございますので、過去のいきさつもございますので、今回については、そういったわかりにくい点をもわかりやすく、少しでもという意味で改正をお願いしたところでございまして、第５条については従前どおりと。特に今回の改正については、基本的には従前どおりの考え方で何も変わっていないというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　若園五朗君。

○１４番（若園五朗君）　皆さんもお手元に議案は持ってみえると思うんですけれども、この議案の提案理由の２ページ目を見てもらいますとわかりますけれども、先ほどから部長が言ってみえるように、現在使われている条例をそのままわかりやすくするということで、遺体が市外に住民票があった方、喪主の住民票が瑞穂市の方を、その部分の条例の今回の第５条第２項を明文化するということですが、今御説明しましたが、提案した２枚目を見てもらいますと、市民、市民以外というこの表を見ると、今度公式のインターネットで出しますと、市外の方が見られると、誰でも瑞穂市の火葬場は使ってもいいなという、まずこういう解釈をします。

これは、私も岐阜市の斎場条例も、規則、準則、全てインターネットで調べたんですけれども、岐阜市の火葬場は、市内も市外も全て使ってもいいけれども、瑞穂市の場合は市民、あるいは先ほど言いました喪主が市内、遺体が市外の場合は３万円、そして遺体が市内、喪主が市外の場合は5,000円、あとは喪主、遺体全て瑞穂市内では5,000円、今言っている遺体が市外、利用者が市内ということを含めたことを前提としたこの表をつくるから、余計にわからなくなると。料金は、要するに変わっていないんですけど、わからなくなった。

この中で、それならどうすればわかりやすくなるかというと、この使用料の市民、市民以外を、市長の許可を得た者をここへ入れれば、ああ、わかった、３万円でいいなということ。

そして、今言っている提案理由の一番かがみ、提案理由の下から２行目のところ、本市の市

民でなかった者で、市長がやむを得ないと認める場合の市民以外の使用者を明確にするため、市の条例を改正するというんやったら、さあっとその改正文、そしてこの使用条例がインターネットで流れても、ああ、市外の人だって特別の場合、先ほど言いました利用者が市内の場合、遺体が市外に住民票がある人は３万円払えばいいなということが理解できます。

そういうことで、余りにも今回の改正は、岐阜市の斎場条例をそのまま別表に使っちゃったためにすごく見にくい。

最後になりますけれども、質問します。

別表でございます。皆さん見てもらうと、この別表があると思いますが、別表の使用料金も、ちょっと先ほどと重なりますけど、ぱっと見たときに、市民と市民以外と区分されているから、市外の方も、大垣市の方、岐阜市の方も使用できるんかなあと勘違いすることが非常に問題がある。

この別表は、死亡した人から、死亡したから使用料金、あくまでも現在生きておる条例のその表でもそうですが、死んだ人からの料金が載っています。今回のこの改正の別表についても、死んだ人からの別表になっています。

ところが、申しわけないんですけれども、岐阜市の斎場条例は、ぱっと見たときには死んだ人じゃなくて喪主、利用する人からの料金が載っておる、その違いがあるんです。そういうことですね。

別表の１と２、今言っているこの料金の裏側に別表の１と２が載っていますけれども、市民と市民以外の定義を読んで、この市民以外とは使用者が住んでいる場合かなと初めて理解できますが、ここでの別表２における市民の定義も瑞穂市の住民基本台帳に記録されている場合と明確にしないと、広い意味での市民と勘違いする可能性があるのではないか。

先ほど言いましたように、このもとの条例の中に瑞穂市民と入れるという考え方ですね。瑞穂市の条例の中に死んだ人からの表、岐阜市は利用者からの表をつくった、その理由をお聞かせください。

市民としては、こうしてインターネットで見た場合、非常に理解がしにくい、お願いします。

○議長（星川睦枝君）　広瀬市民管理部長。

○市民部兼巣南庁舎管理部長（広瀬充利君）　別表につきましては、従前の表に、先ほども申しましたように、使用料で市民という方のみ掲載されていたわけでございまして、5,000円以下、3,000円等でございましたが、それでは見にくいということでございまして、市民以外というのをその隣に、同じ内容である施設、区分等の右側に市民以外という表を、６倍の単価をつけ加えたということでございまして、考えそのものを変えて岐阜市さんのようにということではない。今回は一部修正ということで、現状のままで少しでもわかりやすくということで書類を上程したものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　若園五朗君。

○１４番（若園五朗君）　これで最後でありますが、執行部ではこの議案をこのままにするのか、あるいは修正されるのかは会期中に十分検討願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　議席番号２番、改革のくまがいさちこです。

今、広瀬部長から御説明がありましたように、この条例改正は市民の方が非常にわかりにくいと。本当に市外までオートバイで行って、駆けずり回られて提案し、議員たちにも働きかけたんですけど、なかなかうまくいかなくて、結局は、行政が条例改正は提案すればいいわけですから、そこに落ちついたものです。

今、広瀬部長がわかりにくいという若園議員の質問に対して、何度も中身は変えていないと、言い方を変えただけだというふうに言われましたね。その答弁を聞いていて本当に思ったんですけど、議員もそうですけど、行政の方というのは、その表現がわかりにくいということが問題になっているわけですから、そこを答弁していただかないとどうにもならないということを御理解いただきたい。つまり、何が言いたいかといったら、表現が非常にわかりにくいんです。そこを変えなきゃいけない。

私もいろいろ相談を受けていました。でも、やっぱり物事ってそのことに詳しい人、そのことを問題だと思った人に聞くのが一番わかりやすいんです。あとの処理は専門家がやるにしても、専門家って行政がやるにしてもですね。じゃあ、あなただったらどうやって表現するかと聞いてみました。どういうふうにすればわかりやすいって、紙をもらいました、きのう。これ、何度もその人も書き直して持ってきました。ちょっと表の説明を言葉でするのでわかりにくいと思いますけど、申し上げます。

市民はいいですけど、市民以外というのは、市民以外誰でもいいわけではなくて、遺体と喪主に限るわけですよね。ですから、表としては一番左側に、喪主と遺体、順番は遺体と喪主でもいいですけど、それを持ってきて、その下に市内の場合で２つ、つまり一方が市内、市外というのがあるわけですから。わかりますか、市内・市内、市内・市外となるわけですね、喪主と遺体が。もう１つは、遺体か喪主が市外の場合ですね。もう１つの組み合わせが喪主ですか……、言っているほうもちょっとこの表でわかりにくいかもしれませんが、もう１回言いますね。遺体が市内の場合で、喪主が市内と市外の場合があるわけです。遺体が市外の場合で、喪主が市内と市外の場合があるわけです。つまり、遺体と喪主は、普通は家族ですよね。だから、

その家族以外の市外の人は普通使えないわけで、それが若園議員が指摘なさったように、その表現では非常にわかりにくいと。だから、まずその左側の欄を設定した上で、あと右側に料金、または備考欄を設けると、これは後で行政の方にお渡ししますけど。

私は、きょうここで質問するときに、市民便利帳のようなものとか広報でこういう表をつくって説明したらいいんじゃないかと思いましたけど、やっぱり若園議員がおっしゃったように、例規集にもきちんとこういう表をつくって載せるべきだと思いました。非常にわかりにくいです。

行政職員は、私たちもそうですけど、わかりやすいと。市民から見てわかりやすい、ぱっとわかる。だって、亡くなってお葬式のときに、さて、どこで焼こうとかというのは緊急ですからね、判じ物を読んでいたりしたら間に合いませんから。ということで、わかりやすいということは、特にこれは大事だと思いましたが、いかがでしょうか。表にしたらいかがでしょうか。表って、遺体、喪主の表ですよ、と市内、市外を組み合わせる表。

○議長（星川睦枝君）　広瀬市民管理部長。

○市民部兼巣南庁舎管理部長（広瀬充利君）　済みません、後ほどその資料はまた見せていただくということでお願いしたいと思いますが、また文教厚生委員会がございますので、文教厚生委員とまた協議させていただきます。以上でございます。

○議長（星川睦枝君）　ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君）　小川勝範議員。

○１６番（小川勝範君）　議席番号16番　小川勝範でございます。

広瀬部長に確認しますが、今までとほとんど変わらんのでしょう。要は、明確にするためにこの条例を出してきた。この内容を見ると、明確にするもんが何かややこしゅう、かえってしてしまったんでしょう。例えば、市長がやむを得ない、これ市民がやむを得んってどういうことがやむを得んのだと。かえって、明確にしたものが、何か市民に対してわかりにくくしたと。例えば、私は市長が認めた場合という、やむを得ないという、これからやむを得ないことをきょう認めると、ああ、予算は、やむを得ないで今度はつけました。いろんな条例についても、やむを得ないでつくりました、どうですか。

奥田副市長、どう思われますか、ちょっと答弁してください。

○議長（星川睦枝君）　奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君）　それでは、私のほうから。

先ほどくまがい議員がおっしゃられましたように、ある市民の方の御意見もありますが、頻繁に、従前のこの文言だけで、文言といいますと第５条のほうですが、５条の２項に死亡時に本市の市民でなかった者で火葬場及び葬祭備品の使用を願い出た者があるときは、市長はやむ

を得ないと認める場合に限り承認し、許可するという表現であったわけですね。それが、今、小川議員さんがおっしゃられましたように、やむを得ない場合はどういう場合なのというような問題、それから基本的には市民が対象の施設を市民以外の人が使う場合があるということはどういうことなのというような御質問がございまして、これは行革進の中でも論議されました。そういった経緯を踏まえて、他市が示しているような表にしたらどうかというような発案があって表にしたものでございます。

ただし、若園議員もおっしゃったように、他市においては市民以外の方も受け入れていると、その状況の中で、うちが今回市民以外というような形で表現したことによって、その他市との整合性の中で疑義が生じているというふうに感じております。

私は、つくった段階では、頭の中では既に対象が決まっていますのでこういった表現をしたものでございますが、今、皆さんが見ていただいて、明確にしたものがかえって疑問を呈するような形であれば、やはりこれは市の本意とするところでございませんので、先ほど市民部長が申し上げましたように、文教厚生委員会のほうでもう一回審査をしていただいて、この内容がわかりにくいということであれば、修正もやむなしということを考えるところでございます。

いずれにしても、基本は変わらないんですね。考え方は変わらないんですけれども、この表の表現の仕方がかえって疑問を生じるような結果になってしまっては意図するところでございませんので、これはまた、今ならまだ差しかえもできる状況でございますので、正しい形にしたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君）　小川議員。

○１６番（小川勝範君）　今、副市長の答弁なんですが、ある一部分の市民でしょう。例えば、自治会とか区長会とか、全体的のひとつ見直しをしてほしいという場合は動いてもいいんですよ。大体誰が動いているのかよく知っているんですよ。だから、それに対して、せっかく先ほど広瀬部長が答弁した中で、わかりやすくするものをかえって難しゅうしたんでしょう。ちょっとそこら辺のところどうですか。

ある一部分の者が動いたで、ああ、条例も変えないかん、これどう思われますか、副市長。

○議長（星川睦枝君）　奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君）　現実には以前からちょっとわかりづらいという話がありまして、行革進の中で、施設のあり方の中でこの問題が浮上しました。それで、るる説明する中で、やはり市外の方は受け入れらないことについては納得をされたんですが、この文言の中では、先ほどお話ししました５条の２項の解釈が明確でないということで、読みようによっては市長が認めれば市外の方でもいいんだよというような表現がかえって誤解を生むという、その行政改革推進委員会の中でも論議をされましたので、それであるんだったら条例というものについては市

の裁量でもって改正ができ、なおかつ議会の承認をいただければ、それでわかりやすい表になればということで直したものでありまして、一個人がということではございません。前からそういった意見があった中で、それを集約された形で包括外部監査の中の指摘も受けながら、それを論議する過程で出てきたということでありますので、一応行政改革推進委員会の中での議論のもと改正に至ったものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君）　小川勝範君。

○１６番（小川勝範君）　近いうちに区長会の研修があるでしょう。恐らく我々巣南校区の区長に聞いてみたら、こういう話は一切ないと。一回そこで話してみたらどうですか、話を聞いてみたらどうですか。

この火葬場の問題というのは、本当に昔の大きな歴史がありますので、よっぽど慎重に物事を考えてやらないと大変なことになりますので、ぜひその点はお願いして、質問を終わります。

○議長（星川睦枝君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３　議案第49号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第３、議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第４　議案第50号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第４、議案第50号平成24年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　議席番号２番、改革のくまがいさちこです。

議案第50号、平成24年度の一般会計決算認定について、２点お聞きしたいと思います。１つは議会費であり、もう１つは障害者福祉費です。

まず議会費のことを申し上げますが、備品という項目を調べましたが、何もないんですね。そして、予算執行率は99.2%でした。つまり、初めから備品が予算で出ていないわけですが、議会の備品として、今、印刷機を使いますと真っ黒けです。それで、トナーが悪いというのでかえようとしたんですけれども、トナーのかえがないそうです。

前ですけど、パソコンが議会図書室に据えられることになったときには、Ａのキーボードがもう取れたのが初めから来ました。私、こうやって上に乗せながら使ったんですけど、それはさすがに途中でかえてくれましたけど、議会の備品についての考え方ですね。事務局長さんはいろいろ気を使って、予算をあんまり見積もっていらっしゃらないのかもしれませんが、執行部として、その２つもありましたので、議会はなるべく経費を抑えたいというお考えなのか、ちょっとお聞かせください。以上です。

○議長（星川睦枝君）　森企画部長。

○企画部長（森　和之君）　くまがい議員さんからの御質問にお答えいたします。

議会においての消耗品といいますか、備品の対応については、一応コピーなどについては管財情報課でも対応しておりますし、うちのほうの予算でも対応できるということで適宜やっておりますので、そのあたり御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　それで結構です。議会費の今回備品ですけど、議員、議会に幾らお金を使うかというのは大変市民の風当たりが強いんですけれど、やっぱり必要なものは必要ですので、よそで使えなくなった物すごく古いものを議会には回すというお考えはないと思いますが、普通に使えるものをぜひ今後、議会からも予算を出し、執行部もそのように対応していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（星川睦枝君）　ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　それから、もう１つは障害者福祉費です。決算事業報告書の38ページからが障害者福祉費です。３点の事業についてお聞きいたします。

ふれあいホームみずほ、自立訓練の場所ですが、ここの利用者数が平成23年より平成24年は24人減っております。会派の勉強会の御説明では、委託している伊自良苑の委託苑長が非常に難しいと、伊自良苑が大変お忙しくなったということです。今後はどうするということが今課

題になっております。どうするのかということと、２つ目の事業で相談支援事業というのがありまして、この委託料が委託先５事業所に290万5,000円、およそ300万円支払われております。３つ目、地域活動支援センター事業の委託料が３事業所に299万円、やっぱり300万円、両方で600万円ですね、市から支払われております。これは、広報「みずほ」に、毎月、相談窓口はここですというのがあるんですけど、これが本当にわかりにくいです。私、今回改めて見ましたけど、やっぱり違いがわからないですね。本を見てもわからないし、その表現は別として、今後、このふれあいホームみずほと相談支援事業と地域活動支援センター事業について、これはみんな市外に今委託しているわけです。今まで市内に事業所がなかったということがあると思いますが、現在、１つできておりますね。市が指定してできたわけですね。だけど、委託されないということで、障害者の支援というのは、本当により狭い地域、自治会であり、区であり、学校区であり、まちであり、そういう中でいろいろな立場の方、学校、子ども会、自治会、民生委員、本当にいろいろな、議員もそうですが、立場の人が手をかして支えないとやっていけないんですね。

県庁に電話して、圏域で今あの事業が委託になっていますので、その辺もお聞きしましたが、本来は市町村で委託契約をするのが初めから望ましいと思っているけれど、市町村に事業所がない状態がずうっとあったので今のように圏域で委託になっていると。今後、先ほどの介護じゃありませんけど、市内に事業所ができてきた場合、やっぱり徐々にそういうふうにしていきたいということでしたが、徐々にやったらいいかというと、一刻を争うわけです、障害者の方というのは。私もしょっちゅう呼ばれて駆けつけます。とても大変なことだと思うんです。子ども会がばらけちゃった、解散しちゃったところもあります。そこの市から指定を受けたのは、委託をされていないのに駆けつけて、この集団登下校の班をもとに戻されましたね。それだけのことをやっていても委託金は何もないんですね。というようなことで、今後、これを市で委託していく方向があるのかないのか。これは一般質問でもさせていただきますが、まずここでお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　くまがい議員の御質問は、最終的に委託を市としてどう考えるかということでよろしいでしょうか。ふれあいホームみずほを今後どうしていくべきかという、その３点も含めてということでしょうか。

まず、ふれあいホームみずほでございますが、今、伊自良苑という同崩会でございますが、委託をしておるところでございますが、年々委託先としての事業所からは、現状として難しくなっているということでございます。

今後、来年度の予算編成時期に入ってまいりますので、その前には市として、なら次どうするべきかというところ、方針を決めなきゃなりませんので、そういった来年度の予算編成に向

けて担当課のほうで協議、検討に入っていく予定でございます。

次に相談支援事業委託料でございますが、こちらは知的２カ所、精神３カ所ということで相談支援事業、これは岐阜圏域の各市町が一緒になって委託をしているものでございますが、こちらは平成18年10月に県から権限移譲をされて、岐阜圏域の市町で共同して行っていきましょうということで今まで来ておるところでございます。今後どうするかということにつきましても、今、圏域の担当者会議等で検討の段階でございまして、結果、方針等はまだ見えてきておりません。

それと活動支援センター事業委託料、こちらも圏域として３カ所に委託をしておるんでございますが、こちらも同様に、まだ岐阜圏域の中で次年度からどうしようかというところを今担当者のレベルで検討している段階でございます。

最後に、市内の事業所への委託というところでございますが、今までの圏域でやってきていただいたところに関しましては、それなりのいろんな過去からの実績等を踏まえて各市町が委託をしてきた経緯がございます。今後、各市町にこういった事業所が立ち上がってくるという可能性がございます。こういった点、そういった新規に立ち上がってくる事業所と今まで各市町が支援してきた事業所との委託のあり方について、どうすべきかということはただいま検討している段階でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　今の御答弁までは、先ほども申し上げましたが、県庁に聞きました。つまり、お聞きしたいことは、この事業の主催はどこなんですか。県ではございませんね。圏域なのか市町村なのかということになりますね。圏域というのはあるんですか、主催ですよ、責任をとるところ。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　各市町の状況としては、市町の考えを持ちながら、岐阜圏域という地域の中での協議というふうで考えておりますので、その中で今まで圏域としてやってきたことから、各市町が単独でそれぞれ動くということではなかなか難しいということもございますが、今の段階では、岐阜圏域として各市町の実情も考慮しながら圏域でどうしようかという段階かというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　今の御答弁では、要するに主催、責任を持つところがどこかがよくわからないんですけど、圏域は前に振興局がございましたね。今、それないんですよね。ですから、私が県庁に電話したときも、県庁内の地域生活福祉課につながりました。県ではやら

ないといったら、そうしたら事業所はないわけですから、振興局というのは。だから、主催は、恐らく市町村で便宜的に圏域をつくっているんだと思うんです。であれば、今の高田部長の御説明は、私も県から聞きましたが、私は何を申し上げたいかといったら、責任がある市として、自治体として、もう事業所ができたんですから、市も指定したわけですから、認めたわけですから、登録で。そこと早急に委託して、地域の障害者を支援したいという考えを圏域で言っているのかどうか、それをお聞きしたいです。

圏域の決定を待つと、検討を、そういうような御答弁でしたけど、瑞穂市としてはどうしたいのかを、圏域の協議会があるそうですが、そこへ行って発言しているんでしょうか。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　担当レベルでのそういった会議が確かにございますが、その中で瑞穂市として市内事業所ができたときに、ここ単独で瑞穂市として指定したいということを相談しているかどうかについては、ちょっと私、今知識として聞いておりませんので確認をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　はい、わかりました。

つまり、その先お聞きしたいのは、部長として、もちろん市長さんたちも関係するでしょうが、今後、早急に市として委託契約をして、地域生活支援センター、相談支援事業、もう１つ、ふれあいはちょっと色が違いますが、やっていきたいお考えがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　地域のことは地域で処理できれば、それが一番かとは思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　考え方をお聞きしているんじゃないんです、必要性です。

初め県の事業でしたね。でも、県は簡単に圏域や市町村におろそうと、やってもらえばいいという考えじゃないと思います、このことに関しては。本当に障害者というのは、地域でどの立場の人も支え合わなきゃできないという。前に一般質問で私申し上げましたが、加害者も被害者も瑞穂市から出さないためにといって一般質問をしたことがあるんですが、そういういつ新聞に瑞穂市でそういう関係の事件が載るかという状態。

御存じかどうか知りませんけど、新しく立ち上がったところは、畑を借りて、野菜をつくって、昼御飯をつくって、就労支援もやっているわけですが、送迎もやって、そしてさっき言ったように集団登下校がばらけちゃったら、お母さんたちがうまくいかなくて、駆けつけて、学

校や地域の人を集めてもとへ戻したんですよ。それだけの体制を組むのに、ザールせいすいのセンター長を呼び、養南病院の精神保健福祉士を呼び、運転手を雇い、給食の人を雇い、職員のお母さんですけど、すごい体制でやっているんです。でも、もう給料が払えないから維持できないというせっぱ詰まった状態です。

私が観点を変えて申し上げますと、瑞穂市役所の行政の皆さんに欠けているのは、たびたび市民を育てるということが非常に乏しいと言ってきましたけど、事業所も一緒です。それだけの志を持って立ち上げたところ、実際にもうやっているわけですね。だったら、どうして応援しないんですか。やってもらったほうがいいでしょう、市役所ではできませんから。24時間、365日ですから、地域生活支援事業は。きょうかあしたでも、全部そうなんですよ、実際に呼ばれていますから。うちでけんかして飛び出しちゃって、今まで通っていた大垣の事業所へ行っちゃったからといって大垣の事業所から夜の７時に、これから帰ろうというときに迎えに来てくれといって迎えに行くんですから。

〔発言する者あり〕

○２番（くまがいさちこ君）　はい、話をもとに戻します。

ということで、今後、市政として早急に委託契約を、事業所ができたんですからして、事業所を支えると、育てるという面からも、障害者もそうですけどね、やるべきではないかと、市の考えとしてです。それをお聞きしたいです。市長にお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（星川睦枝君）　堀市長。

○市長（堀　孝正君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどの介護保険の関係におきまして、民の事業所ができてきたから、民でできるものは民でという答弁をさせていただいております。そういう関連からいきましても、これまでこの岐阜圏域、今６市３町でございますが、その中でいろいろ話し合っておるというところでございますが、市内にそういう民でできてくれば、やはりそういう事業所も育てる、また地域でやっていただけりゃあ、こんなありがたいことはないわけでございます。私どもとしては前向きに、この助成なり、委託するなり、そういったことを検討していきたい、このように思っておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（星川睦枝君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　改革の西岡一成でございます。何点かについて御質問申し上げます。

まず、選挙に関連してでありますが、巣南の期日前投票所の廃止についてであります。

瑞穂市は県下の中でワーストスリーと言われるぐらいの投票率でありますけれども、実際問題、巣南を廃止するということについては穂積まで出てこなければいけない。お年寄りの皆さ

んもたくさんおられると思うんですけれども、なぜそれを廃止するに至ったのか、その経緯と理由について、再度具体的に明らかにしていただきたいと思います。

次に、では、期日前投票所を廃止して以降、具体的に巣南の投票数がどう変化をしてきたのか。本当言うと、お年寄りはどうだとか、細分化して実態を調査して報告をしていただくということであると内容がよりわかると思うんですけれども、まずその点についてお聞きをいたします。

○議長（星川睦枝君）　早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君）　選挙で投票率が低いということでございますが、まずもって、瑞穂市は確かに県下では下から３番目ぐらいの投票率であるわけですが、これは瑞穂市の特異な現象ではなくして、基本的には人間の寿命はどんどん延びていますので、75歳を超えられますと、どうしてもどの市町村もですけれども、なかなか投票に行きにくいということで随分投票率が下がります。それから若い人、20代、30代の方でございますが、我々が20代、30代のときと今とでは随分違っていまして、どうしても投票に行かないかんと、我々はそうやって指導されてきた部分がありますけれども、今の若い方々にはそうした教育というのは十分になされておるのか、どう考えるかですけれども、そのあたりをきちっとして投票率を上げるということをしないといかんと思っています。

ですので、瑞穂市が特にということではないと私は思っております。というのは、若い人が非常に多いというのは、県下一若いまちでございますので、どうしてもその事情の影響が多いというふうに考えております。

そして、今回、巣南庁舎の期日前投票所をなくしたということでございますが、県下、他市と比べて、合併をした市町が幾つかあるわけですけれども、そうした中での投票所の見直しというのは全国的に行われておるのが事実でございまして、その中で、非常に面積が狭い中で投票所を抱えておるところは非常に少なくなってきております。県下でも、羽島市さんは合併をしておりませんけれども、１つでございますし、海津市も１つになっております。多治見市も１つでございます。そうしたデータも踏まえて、また職員のやりくりとか経費も含めてということで考えましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから今回の投票率の状況につきましては、期日前投票、またそれぞれの投票所の状況につきまして、今分析をしておりますので、この会議中には皆さんにそうした資料が配れるというところに来ておりますので、ぜひお配りをしたいと思っております。

そうした中で、また十分協議をしていただきたいと思いますが、やはり非常に全体的に税収も減ってきておりますし、いろんな問題が出てくる中で、何をどうするかということはよく考える必要があろうかと思いますので、できるものは、やっぱり我慢をし、やらなくちゃならんことはしっかりやるという観点から、いろんな事業を見直したいと思っておりますので、よろ

しくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　今、答弁をいただきましたけれども、面積が狭い中で投票所が少なくなっている、だから投票所は少なくなってもいいんだ、こういう答弁なんですよ。そういう問題かということなんです。

とりわけ、先ほどお年寄りの例を挙げましたけれども、巣南から穂積に遠くなることによって、その負担、あるいは家族で乗せていく、今まで１人で自転車で行っていたとかという方も見えるかもしれない。問題は、要するに投票しやすい環境をどうつくっていくか、どうそういう場をふやしていくか、どう減らすかじゃないと思うんですね。

面積が他の市町村に比べて少なかろうが、投票に参加をする有権者を一人でもふやす。そのために、ほかがやっていなくても、住民の利便性も含めて考えて投票所をふやしていくということは決して問題がある話ではないんではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星川睦枝君）　早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君）　先ほど結果はまたお知らせするということでございますので、それを見ていただいてどのようにお考えになるかということも含めて、またみんなで協議をしたいと思いますし、投票所が多いか少ないかと言えば、今言われたように多いほうがいいだろうということはよくわかりますし、今、西岡さんが言われた、私どもが非常に面積が狭いと、これは主にこうであって、私も投票率を上げるにはどうしたらいいかと、常にその観点からいろんな施策を考えていますので、これだからこうだということではなくして、やっぱり全体的に考えたいと思います。

ですので、やはりこれからは各種団体の皆さんの力をかりる、地域のまとまりを考える、校区でのまとまりを考える、そうした全体の中で、やっぱり選挙は行かないかんのやよと、そういう雰囲気をするには、やはり投票所が多い少ないでなくて投票しやすい環境にする、みんながどうするかを地域の中で考えていく必要があろうかと思いますので、そうした点を皆さんで、やっぱり１つの課題、話題にしがてら、このまちを将来どうしたらいいんだと。私たちもどんどん年になっていきますので、やはり年になったときにはどうなるんだと、体の状況もどうなるんだということもよく含めて、やっぱり皆さんが自分の力で本当に生涯を楽しく幸せに生きられるようにみんなで協議するにはどうしたらいいんだということを踏まえて、そうした中では、これはやらなくちゃならんだろう、これについてはやむを得んだろう、我慢しようよと、そういう議論をぜひしたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　よろしくお願いされても、問題なことは問題、仮に部長が言われたように、廃止した後、投票数がどう推移をしているか、そして年齢的に、あるいは男女別的にどうなのかとか、詳細な調査をしていただいて、別に変わりがないという結果が仮に出たからといって、先ほど申し上げたように、だから投票所は少なくていいという問題ではないということ。そのことだけ、まず申し上げて、またその結果について教えてください。

○議長（星川睦枝君）　ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　次に、生活保護の関係をちょっと簡単にお聞きをしておきます。

就労支援の実態について具体的に、その取り組み状況を御報告いただきたい。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　就労支援員のことでお尋ねでございますが、24年度は７月から25年２月まで就労支援の委託をいたしました。こちらに関しましては、今、その結果の資料が手元にないので具体的な数字等をお答え申し上げることはできませんが、生活保護の方々の中で就労が可能であると思われる方々に対しまして、就労相談、またはハローワークへ同行したりといったところで就労へのニーズを聞きながら、できるだけ就労していただけるような手助けをしてまいったところでございます。

資料に関しましては、また確認をして、現実にどれだけの方々にそういった支援をしたのかということはお示しをさせていただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　資料が報告をされていないので、その具体的内容について、それを踏まえて質問するということはできません。ですから、ハローワークに何人行って、何人就労した、していない、あるいは行くべきだと思うけれども、行けていない、あるいは何らかの理由で行くことができない等々の具体的詳細な内容についてしっかりその実態をつかんでいただいて、そうでなければ、それに対する適切な対応というものはできないと思うんですね。ですから、ぜひまたそれを見せてください。

それと決算に関連しますけれども、この８月から生活保護基準の引き下げが行われているわけであります。削減率は、３年かけて6.5%引き下げるということで、全体で670億円を引き下げる、こういう内容であります。報道によりましても、この生活保護基準の引き下げによって就学援助や、それから保育料減免などを打ち切られる世帯が出る可能性があるということが書かれておりますけれども、瑞穂市においては具体的にどういうふうになっているのか、その実

情について御報告をしていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

○福祉部長（高田　薫君）　生活保護費につきましては、８月の改正がございました。瑞穂市におきましては、８月12日、文教厚生委員会協議会の中で瑞穂市としてどんなふうになるのかという資料をお示しし、その資料は議員の皆様方にも渡ったかというふうに考えておるんですが、その中で瑞穂市におきましては、例えば夫婦40代と小・中学生、４人の御家族の方ですと、25年７月まで16万4,050円であったものが８月から15万8,140円、マイナス5,910円。あと、高齢者の方ですと、70歳代の夫婦ですと、９万2,460円が９万1,730円というふうでマイナス730円、70歳代の単身の高齢者ですと６万2,130円が６万1,820円、マイナス310円と、こういった減額となっておるところでございます。

これ以降の８月以降、27年度までについては物価スライド制等で変更される可能性があるため計算ができておりません。

また、生活保護法の勤労控除の見直しがございまして、８月以降、勤労控除制度の見直しが行われまして、ランクが細かく分かれておるんですが、以前、例えば8,000円までの収入は、収入金額そのまま収入認定されなかったものが、改正によりまして就労収入の一部を手元に残すということができるようになりましたことから、１万5,000円までの収入は、収入金額をそのまま控除され、収入認定をされないといったふうに変わってきておりますので、保護受給者の基礎控除額が多くなりまして、就労しておみえになる方、世帯に関しましては、支給額そのものが減額されておるわけではございません。かえってそういった収入認定の幅がふえたことによって、現実の支給額として増加しているということもございます。

また、この見直しによりまして各制度に影響がないようにというところに関しましては、現実、国からもそういった保護制度によって連動させることのないようにといった通達も来ておりますので、各方面においてもそのような趣旨に沿ったことが行われているのではないかというふうに考えておりますが、現実に各担当のところでどうされたかということに関しましては、私自身がまだ確認はしておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　生活保護については、不正受給の問題がマスコミ報道等で随分取り上げられるわけでありますけれども、不正受給というのは全体で４％ぐらいにしかすぎない。圧倒的な方たちが、やはり実際生活が厳しくて、その日その日を送るだけでも精いっぱい。

私も１人、お手伝いをさせていただいた方なんかは、この夏のときに、３カ月間、ドクダミとオオバコを食って、フライパンで炒めてやっていました。その方は、御存じだと思うんだけれども、３回今まで役場に足を運んでいる。けれども、実際は社協の融資のほうとかというふ

うに回される等々の話があったりして、結果的には、もう水道もとめますよということを言われて、万策尽きて電話があった。どうしたら返済できますでしょうかと。返済なんかできるわけがない。４万の年金で、１万年金融資を受けて３万で生活しておる、できるわけがない、そんなことでは、こういう実態だったんですね。

それで、いろいろ調べて、役場の職員の認識の間違いだということを指摘して生活保護をいただけるようになったんですけれども、本当に必要な方たちは、やっぱりいるんです。我々のアンテナにひっかかるなんていう人は、その中のごくごくごく一部なんです。どれだけそんな野菜を運んだって、運び切れるもんじゃないんです。そのために公の自治体というものが大事な役割を果たすことになると思うんですね。

ですから、この生活基準の引き下げに伴って、この生活保護の申請というものもそれに合わせてねじが巻かれるようなことになると、本来もらわなければ生きていけない人ももらえなくなる、こういう実態がありますので、本当に個別具体的に丁寧に慎重に取り組みをしていただきたい。そのことをお願いして、また資料については、できたらお渡しください。

○議長（星川睦枝君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　あと労働費について、これはいつも言ってきたんですけれども、勤労者の生活住宅資金の融資の問題ですね。これ、本当にいつもゼロなんですね。今度書かれておるのは、勤労者生活住宅資金融資要綱を改正し、平成25年度において新たな運用を検証中というふうに書いていますんで、どこをどう検証中なのか、その内容について具体的に明らかにしていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君）　弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡　敏君）　西岡議員の質問にお答えいたします。

住宅資金の融資のほうでございますが、この４月に要綱を改正いたしまして、まず３条のほうで融資の限度を１件当たり500万円から１人当たり2,000万円に変更、それから融資の総額を預託金額の前は２倍でしたんですが10倍ということで、今年度５月30日に申請がございまして、金額で834万円の住宅資金の融資のほうで１件報告を受けております。

その点からいきまして、その融資限度額を500万円から2,000万円までに上げたことによってあったものと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　住宅資金の融資要綱の改正の内容については今承りましたけれども、勤労者の生活資金の融資の問題については、今、どこをどう改正したということはおっしゃられ

なかったわけですから、改正はされていないんであろうということだと思うんですね、違うんですか。

○議長（星川睦枝君）　弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡　敏君）　済みません、議員の質問のほうで住宅のほうと言われたもんですから、住宅のほうだけしか言いませんでしたが、生活資金のほうも改正をいたしておりまして、資金限度が50万円のが１人当たり200万円以内、それから融資の総額のほうも1.5倍から預託金額の10倍ということで改正しております。

それから、４条の資金の使途のほうも結婚とか葬祭というものを省いております。

これに関しましては、25年度のほうもまだ結果というか、お借りになってみえているということはありません。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　実際問題、お金を借りたいけれども、どこに行けばいいですかというような相談も受けます。

この勤労者生活資金融資制度というものを紹介するわけですけれども、その人たちは対象にならない方が多い。なぜならば、結局、この融資要件というものを見てみると、融資要件の中に、例えば第４条の第１項の３号でありますと、市税を滞納していない者という規定があるんですね。そうすると、我々のところに相談に来る方なんていうのは、金融機関でも問題にされない、足を運ぶ余地すらない、そういう中でどうすればいいかという思いで来られるわけですけれども、このように市税を滞納していない者という規定があると、もうそれで借りられないですね。けれども、よく考えてみると、市税等について滞納があるけれども、分割で返済をし続けている方もいると思う。そうすると、そういう人に対してもこの要綱ですと、門前払いということになってしまうんですね。

ですから、やはり生活が困難な状況に陥っている人たちが生活を再建して、仕事がない方は就労ができるようになって、きちっと収入を得て、市税も返済できるようにするためにも、この融資要件というものを再度いろんな角度から検討し直して、緩和を含めて考えてみてはいかがと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（星川睦枝君）　弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡　敏君）　先ほどの福祉部長への質問のほうでございまして、これは勤労者、ここの中でも書いてあるように労働基準法の第９条に定める労働者ということでございまして、そちらのほうと福祉部門のほうと図りながらということになると思うんですが、市税を滞納していない者というのは、減免とか、そういうものは市税の滞納しておる者とは考えておりませんので、生活保護に該当する方は福祉サイドのほうでと考えておりますが、そのようで

答弁をさせていただきますが、お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　減免されている方は対象外ということですけれども、減免されていない方で市税を滞納しておる人たちもいるわけですから、そういう人たちの生活を守る観点から、さまざまな角度から要件の緩和を含めて検討をしていただきたいということです。

それから、もうあと１つだけ言っておきます。消防費の関係ですけれども、非常備消防費のところで一覧表がありますけれども、火災出動が15回ありまして、参加人数のところが横棒になっております。前年度も横棒になっております。ですから、ここの内容についてちょっと教えてください。

○議長（星川睦枝君）　早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君）　消防費でございますけれども、消防団の一番の仕事としては、火災があった場合にはすぐ駆けつけるということになっております。24年度では15回ということでございます。

また、火災は、いつ何どき起こるかわかりません。今現在では建物火災等につきましては、私ども団員全員が出動すると。といっても、昼間はお勤めでございますし、そのとき瑞穂市内に見えるかどうからない部分がありますけれども、建物火災については全員出動ということで考えております。

車両とか、その他火災といいますのは、消防団としましては巣南地区で起これば巣南地区、穂積地区で起これば穂積地区ということで出動のほうをルール化しております。

私どももできる限り現場へ行くようにしまして、数字を把握するようには努めておりますけれども、先般の費用弁償等の中にもありましたけれども、基本的には人数の把握はしておりますが、そうした状況の中ですのでこの人数は記載がされていないという状況でございますが、今後、これらについても一度検討をさせていただきたいと思います。

現在としましては、常備消防がきちんと整ってきておりますというのがあるというのがありますけれども、消防団については、昼間勤務の方が非常に多くなっているというのも事実でございます。夜間とか土曜日、日曜日の火災の場合は、非常に多くの人数になってしまう部分があります。他市町の状況を調べてみますと、おおむね校区ごとでの出動ということが一番多いかなということになっていますが、昼間勤めてみえる方が非常に多いということもありまして、今現在としてはそのようなルールで出動させていますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　よろしくお願いされても、わからんものはわからない。

要するに、火災出動以外、演習訓練等々、それについては具体的な人数がきちっと把握をされて説明書に報告がある。しかしながら、火災出動については書かれていないからわからない。今、部長は、全員出動する、その基本的な建前はわかるんだけれども、私が聞いているのは、では、具体的にこの15件の火災の中で、それぞれについて団員何名中、何名が出動したのか、このことを具体的に教えていただきたいということなんです。それが教えてもらえなければ、幾らよろしくお願いされても、こっちがよろしくお願いしたいということなんです。もう一回。

○議長（星川睦枝君）　早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君）　前回の消防団の費用弁償の際に、私どもは何回出ても金額はこれだけですよという決め方がしてあるのでずうっとこうしたケースになってきておりますが、今現在も、一遍確認できないかということで確認をしております。見直せるものは見直したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（星川睦枝君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は11時からとします。よろしくお願いします。

休憩　午前10時44分

再開　午前11時00分

○議長（星川睦枝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第５　議案第51号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第５、議案第51号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第６　議案第52号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第６、議案第52号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第７　議案第53号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第７、議案第53号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第８　議案第54号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第８、議案第54号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第９　議案第55号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第９、議案第55号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第10　議案第56号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第10、議案第56号平成24年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第11　議案第57号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第11、議案第57号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　２番　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　議席番号２番、改革のくまがいさちこです。

私は、平成25年度一般会計補正予算（第２号）の説明書の24ページに款教育費、項保健体育費、目体育施設費とあって、土地建物等購入費が2,782万4,000円について質疑いたします。

御説明によりますと、これは（仮称）大月運動公園の用地費の補正だと伺っております。大月運動公園の用地費につきましては、３月議会の当初予算で１億円が上がっております。そのときに、私は３月議会で公認の陸上競技場を前提とした、そのための用地だったら反対すると。そうでなく、買っても、ほかの目的も含めて検討するならば賛成すると文教委員会で申し上げました。しかし、あくまで公認陸上競技場をメーンとした運動公園の購入のためというお返事でしたので、削除の修正案を会派の２人と民主党の広瀬捨男議員と提案し、否決されております。このような経過がございました。

今回、足りないというわけですが、その１億円の内容について積算根拠を情報公開請求でも求め、御説明でも求めました。積算根拠の書類は出ておりませんでした。で、とりあえずの１億円であると、３月議会で説明がありました。

その後、文教厚生の協議会で、現在のところ19人中、約半分の11人分ですという説明がございました。ちょうど土地も半分、地権者もおよそ半分、そのときに、じゃあ全部買ったら２億円になるんですかと、こちらから全部お尋ねしてお答えがあって、はい、そうですというやりとりがございましたね。その後に、今度は約3,000万円の補正なわけですね。

まずお聞きしますが、この分でいくと用地代だけで、およそ２ヘクタールですね、２億

5,000万円になるんでしょうか。それをまずお聞きし、あと自席でお願いします。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

ただいまの御質問、大月運動公園の用地、全部で２万38平米あります。この用地を、今は借地になっておりますので、市の方針によって借地はなくすということで積極的に買いに行っているということです。

それで、この契約の切りかえのときに地権者の方々に、これは毎年そうなんですけれども、売ってはいただけないでしょうかというお願いをしまして、たまたま今回、売っていただけるということになって予算を計上させていただきました。

ただいまの議員の御質問で、全部の用地を買うとなれば約２億4,000万かかるという計算になります。以上です。

〔発言する者あり〕

○教育次長（高田敏朗君）　約ですね。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　たしか私は２億5,000万ですかとお聞きしたと思いますが、そういうところが、今、たしか２億4,000万と言われたと思いますが、簡単に1,000万ぐらい差が出ちゃうわけですね。非常に予算というか、税金の使い方が私としたらルーズだと思います。

お聞きしたいのは、この２億4,000万か5,000万の用地取得の目的が現時点で公認陸上競技場をメーンとした運動公園であるかどうかを重ねて確認したいと思います。お願いします。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　今の御質問ですけれども、今、大月運動公園につきましては設計に入っておりまして、これも予算のときに説明をさせていただきましたけれども、それを前提として今設計をしている最中です。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　であるならば、これに私が賛成するか反対するかは、その目的ですね。公認の陸上競技場が妥当であるかを関連質問として明確にできない限り、私は賛成、反対の態度を決めかねますので関連質問としてお聞きいたします。

地方自治法第１条の２では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすると、地方公共団体の全部の仕事が住民の福祉の増進にかなうものかどうかと定義づけられております。ですので、この事業がそれに沿うものであるかどうかをお聞きしたいと思います。

それでお聞きしますが、用地費についてまとめるならば、最初１億円と言ったのが、それもこちらから聞いてからですね、積算根拠とか教えてくださいって。こちらから聞いて、初めてとりあえずだとかって説明があって、現時点で２億4,000万、5,000万になっているわけですね、2.5倍になっているわけです。となりますと、この陸上競技場をメーンとした総事業費、または２億5,000万を抜いてもいいですけど、この事業費が一体幾らになるのかということも大変不安になります。それについても、私たちには公の場では一切説明がございません。私が最初に聞いたときには５億円と聞きました。数日後に新聞に出たときには、総事業費が７億円と出ました。現時点でいいですけど、総事業費は幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　このお話も文教厚生委員会の中でもお話しさせていただきましたが、新聞に出ていた７億というのは、多分土地取得が２億と、それから施設の建設で５億という内容ではなかったかと思います。というのは、まず設計費を算出するのに、施設が５億、それの３％が1,500万ということで設計費を算出しておりますので、施設整備については５億、それから土地については、まだそのときは土地鑑定もとっておりませんでしたので、あの土地がどれくらいということがわかりませんでしたので約２億と、そういう計算でありました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　このことをお聞きしていますと、一貫して新聞は多分こういうことではなかったかという言い方を教育次長さんはおっしゃっていますが、一体どなたが新聞社に７億円とおっしゃったんでしょうか。今の言い方ですと、私が言ったわけではないと。私たちは何億円実際にかかるのか、一切、聞いたら答えるという形であって、説明されていませんので、まずそこをはっきりしていただきたい。どなたが一体７億円と考えられて新聞社に話したんでしょうか。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　それについてはちょっと私のほうではわかりませんが、議会の中で説明しているのが全てでありまして、施設費が５億円、それから用地取得が２億というのも、多分議会の後に新聞報道をされたものを言ってみえるんだと思いますけれども、私のほうではっきり新聞社の方に言った記憶はございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　大変問題だと思います。大変無責任で、億単位のお金を使うのに、総事業費の説明も書類とか明細がなく、新聞社に言ったこともわからないと、人も、どう思わ

れますでしょうか、どなたかお答えください。

○議長（星川睦枝君）　堀市長。

○市長（堀　孝正君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

この大月運動公園の関係におきましては、くまがい議員におきましては一般質問でもされております。このことにつきましては、また委員会等でもお答えをしておるところでございます。

今、我々行政は、福祉の増進を図ることというところです。いつも申し上げておりますが、福祉ということは住民の幸せの満足度を言うわけでございまして、行政のやっておること全てをこの福祉の増進、道路の建設から、そして社会福祉、弱い人の立場になって考える福祉、これも全て福祉の増進の中に入るわけでございます。

この運動公園のことにおきましては、生津のほうであいった多目的な運動スポーツ公園をつくりました。あれは野球、それからサッカー、テニスに限定をされてくるわけでございますが、今回のスポーツ運動公園は、総合グラウンドを初めとしまして、グラウンドゴルフ、さらにはサッカー、フットサル、また相撲、そのほかキッズダンスを初めとしまして、まさにこちらのほうは全く生津のスポーツ広場と違うスポーツでございます。まさに市民の健康、またスポーツのレベルのアップ、こういうための施設でございまして、これは本当にこれまで体育協会を初め、いろんなところに協議をしてまいりました。そこの中からの要望を踏まえまして計画をしておるところでございます。

実はきのう、東京オリンピックが決定しました。私ども、これから７年先でございますが、実は穂積中学校のほうにおきましても、ある陸上競技の関係におきまして、全国で２番目という記録を出しておる子もおります。こういった施設ができれば、さらに全国のトップアスリートといいますか、これを目指せる子も出てくるわけでございまして、ぜひとも子供たちの夢のある、希望の持てる、また目的が持てる、こういった施設も市としては考えていきたいというところから計画をいたしておるところでございます。

実は先般、ＰＴＡの会長との懇談会を設けました。この話をしましたら、瑞穂市は７つの小学校がございます。７つの小学校が一堂に会してできるような、そういう施設をぜひともひとつお願いをしたい、こういう強いあれでございました。

また、記録会、今は県の陸上競技場へバスで行っておりますが、市内にそういった競技会のできるあれもぜひともということで、そのことに対しては全員の会長が、ぜひともという願いでございます。そういうことも踏まえまして、本当に市民が待望しておるこういった施設でございまして、そういう中におきましての今用地のあれでございます。用地のことにおきましては、今、借り上げをしております。議会からも、借りておるんではなく、できる限り買い上げるようにという御質問もいただいておりまして、私どもとしましては、当初の予算では１億出させていただきました。そこぐらい広ければ、そんなに売っていただけない、もっと借りてく

れということになるというふうに予想しておったところでございますが、今回、多くの皆さんがこの際買ってほしいというあれで１億円では足りません。そんなところから、今度もっと買ってほしいという要望もしますと、大体今回上げておるのがその金額を上げさせていただいておるところでございます。

いずれにしましても、この事業、私も多くの市民と、私は一番いろんな場所へ出ておりますので接触もしております。要望も聞いております。そういう中でのあれでございますので、私は本当にいろんな場所へ出させていただいております。細かく現場主義でございますし、いろんなところへ出させていただいております。そういう中からの要望も聞いておるところでございます。そういう中での事業計画でございます。どうか議会の皆さんの格別の御理解を賜りますようお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　土地代が2.5億円で、建設費が５億円と。

では、重ねてお聞きしますが、土地代のように、後から、あれはとりあえずのお金でしたと、５億円は。例えば、2.5倍だったら15億円ですか、そういうふうに膨れ上がるということは絶対ないですか。

どなたが７億円と言ったかもわからない状態ですので、今の市長の御答弁でも、大変不安ですので、やっぱり私としては、この補正予算に賛成するか反対するかで押さえておきたいと思いますので。この５億円が何倍かになるということは用地費のようにあるのかないのか。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　まず用地費ですが、用地費の当初の１億円というのは、地権者からの希望が、売ってもいいよ、絶対売りたいという人も含めてこれぐらいという予算を立てさせていただいということで、既に全部の地権者が売りますと言ってもらえれば、総金額はそこで出せたんですけれども、そうでなかったということで、とりあえずの１億円ということですわね。

それと、建設費が2.5倍になるのかということは、ちょっと御質問の意味がわかりませんが、先ほども説明させていただいたように、設計費を出すのに５億ということですので、それから出させていただいたということですので、それは今設計をしておりますので、その設計内容によって変わってくるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　わからないということですね、土地代と同じ、総事業費が７億円と言った人もわからなければ、新聞社に、そして５億円が何倍かになるかもしれないというこ

ともわからないということを確認しておきます、御答弁どおりですから。

その先に進めますが、私は……。

何か御答弁があったらお答えください、どうぞ。

○議長（星川睦枝君）　奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君）　それでは、予算査定をした私のほうから経緯についてちょっとお話をさせていただきます。

これは一般会計の当初予算であるんですが、この中で体育施設費というところに上がっておるわけでございますが、用地費については先ほど市長が御説明されましたように、従前から用地の賃借については買い取りにせよといった議会のお話がございました。そういうのを踏まえて、今回、ある地権者から用地を買ってほしいという話が出てきたので、予算化してほしいということが平成25年度一般会計の新年度予算の編成の中で出てきました。であるんだったら、ほかの地権者にも当たってみなさいということを申しまして、ほかの地権者もひょっとしたら、19名お見えということですから出てくる可能性もあると、ならどのくらい組みましようかと。今までずうっと、西ふれあい広場とか南ふれあい広場の購入費という名目で１億円を計上してきた経緯がございますので、とりあえず１億円あれば相当買えるんじゃないかというような話をして１億円を計上させていただきました。それが１億円の根拠ですね。

それから、今お尋ねの５億という数字でございますが、これはくまがい議員も既にごらんになってみえると思いますが、グラウンドの鳥瞰図がございましたですね、文教厚生委員会で見られた。あの規模のグラウンドを整備するとすれば、積算が約５億円ぐらいだろうという想定をしておるわけですね。その想定のもとで、当初予算の中では設計監理委託料ということで1,500万円計上してございます。そこでおおよそのアウトラインをつかみながら、この実施設計が出てきますので、その実施設計でもって新年度予算は計上したいということでございます。ですから、５億円がひとり歩きしておるわけでございますが、これが精査された暁に５億5,000万になるのか、あるいは４億8,000万になるのか、これは設計書が出てこないと、まだ未確定でございまして、今その作業をやっている最中でございますので、26年度の新年度予算の中では明らかにして計上させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　５億円を想定した根拠をお聞きしたいんですけど、書類はつくられていませんし、いないですね。お聞きしてもお答えはないと思いますので、先に進みます。

大変私は、この用地費が2.5倍になったという経過から不安でしたので、県内のあちこちの陸上競技場、それからこの間、南アルプス市に行きましたときにも、全員で現地で説明を受けたほかに、ぴたりと説明の方のところへ寄り添いましてお聞きしました。あと、市内の専門的

な方にもお聞きしました。その結果、用地費は2.5億円として、ほかの事業費をプラスすると、23億円ぐらいかかるんじゃないかという話を得ております。まさかって思われると思いますが、23億円が20億円になろうが、18億円になろうが、15億円ぐらいになろうが、10億円になろうが５億円より多いわけですよね。

ちょっとそれは信じがたいという、ほとんどの方はそうだと思いますので、事業費の一つ一つについて私が調べたことをちょっと根拠にしてお聞きしたいと思います。

用地費は別として、まず陸上競技場の建設費です。これが私が調べたところでは、皆さんも御承知だと思いますが、南アルプス市は、平成11年につくったときに９億円でした。

〔発言する者あり〕

○２番（くまがいさちこ君）　よろしいですか。それがわからなければ、この補正予算に賛成か反対か態度が決められませんので。目的を前提とした土地代ですから、よろしいですね、前へ進めます。

南アルプス市は陸上競技場をつくる、あそこは運動公園でほかのものがいっぱいあるわけですが、陸上競技場だけで９億円でした、既に。

中津川市を調べましたら、17億円です、陸上競技場だけで。中津川なんかは市内ですよね。これは市内の陸上競技場について、特に３種ですけどね。どこにあって幾らかかっているのかを調べてあるのかどうか、お聞きします。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　県内にどのくらいの施設があるかというのは一応確認しておりますけれども、建設費用までは調べておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　建設費用を調べないで、どうやってあの５億円を想定したんでしょうかしら。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　これにつきましては、設計のほうで概算設計ということで出しておりますので、それも概算の概算というところの数字ということで出しております。その時点では、どの程度の備品とか、そういうことは出ておりませんので、本当の大まかな数字が５億ということでこれを上げさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　このことを問い詰めても答えはないでしょうから、先に進めますけど、億単位の税金を使うのに、瑞穂市の職員の皆様は全く無頓着だということがよくわかり

ますね。

次に、今建設費が南アルプス市が９億円、中津川市が17億円でした。プラス事業費に器具費、備品ですね、これが物すごくかかるんだそうですね。公認の陸上競技の試合をするときは、この間、会派で関市に行ってまいりました、この間、修正案を出した３人で。体協管理の方に詳しく御説明も聞いてきました。そうしたら、器具費にすごくかかるんですと。この方の御説明では、１億円はかかりますと。自分の使いなれた器具を持ってきて試合をしちゃいけないんだそうです。プラスこの器具をしまう器具庫も必要ですと、これが全部ないと公認が受けられないんだそうです。器具費で１億円ですね。管理棟、器具庫も必要と、ここまでで何億円かですね。

それから、次に維持費ですね。維持費は、南アルプス市は陸上競技場維持管理費だけで800万円です。南アルプス市は、実際は運動公園の中にありますので、ここに4,800万、まとめて出しているわけですが、もちろんこの陸上競技場維持管理費を800万円出しているわけですね、4,800万のうちの800万は陸上競技場の維持費なわけです。体協にこの委託費を出し、物すごく広いところですので、「4,800万で足りるんですか」というふうに言ったら、小さい声で、「そこは補助金も出しておりますから」と言われました。

この維持費は、どれくらいかかると踏んでいらっしゃいますか。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　先ほども申し上げましたように、ただいま設計をしておりますので、その設計の内容が決まらないと、中の維持費等のことについても詳しい数字が出てまいりません。そういうことで、今、競技場のあるところについては私どもの職員も二、三カ所視察しておりますので、それに基づいて今後算定していきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　困ります。補正予算に今出ているわけですから、その陸上競技場をメーンとした運動公園が前提なわけですから、土地購入費は、この場で説明できるようでないと困ります。

〔発言する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　堀武議員、ちょっと話……。

○２番（くまがいさちこ君）　前へ進めます。よろしいですか。

○議長（星川睦枝君）　はい。

○２番（くまがいさちこ君）　建設費、器具費、器具庫、管理棟、維持費と来ました。次に、公認更新費用が５年ごとに必要で、南アルプス市は、ことし３回目の更新で１億1,000万円かかるそうです。この公認更新に関しましては、余りに維持費がかかり過ぎるので大垣市は３種を

４種に落としたそうです。それから瑞浪市は、平成12年に既に公認を廃止したそうです。これくらい維持費が大変だということは認識していらっしゃいますでしょうか。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　今の南アルプス市については、その15年目ですかね、多分公認を取るのに施設改修やなんかも必要だということは、その施設費で多分１億1,000万円だと思います。

当初は、どこの市も新設ですので、そういうことについてはその15年後ですか、ということについてもある程度想定はしておりますけれども、どうしてもこの地域に必要な施設であれば、そういうことも考えていかなくてはならないと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　必要な施設であればというのは確かだと思います。必要かどうかですが、最後に総事業費の根拠の一つとして利用率ですね。利用率を計算するのは、例えば人数で年間何人、延べでやるとか、利用する日ですね、365日分の幾日とかって出してみえますね。南アルプス市もそうでした、何万人利用していますとか。

私、帰ってきまして、はたと気がつきました。利用率をはかる数字というのは、例えば第３種、瑞穂市は３種をつくろうとしているわけですね。３種でなければできない試合、大会ですね、これが年間何回来るのかと、これでやらなければならないと思うんです。３種とか４種とか、公認でなくてもできる大会だったら、別に公認のをつくる必要がないわけですもんね。ということで、関市に行きましたら、平成25年度は１回だけだそうです、公認３種でないとできない試合は。

関市が御説明いただいた中では……。

〔発言する者あり〕

○２番（くまがいさちこ君）　補正の関連でございます。

それで、県内には30幾つの小・中・高があって、その県大会をやるのに全部の陸上競技場にもう割り振られているそうですね。ですから、新しくつくったときに誘致しても、ほとんど実際は来ないそうです、ということは御存じだったでしょうか。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　そういうことについては職員も調べております。ただ、この西濃地域に近い、この辺では陸上競技場というのは少ない。大垣の浅中陸上競技場がありますが、あとは岐阜にはメモリアルセンターということで、この中間のところについては、今、旧本巣郡内においては、例えば中学校の中体連の関係とか、そういうものについては高専でやっておりますけれども、あそこも古い競技場ということで、そうしたものを今後、この瑞穂市の陸上運

動場のほうに誘致をしたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　岐阜市にもありますね。岐阜市は１種も３種もありますね。それから、大垣市に浅中と岐阜経済大学も持ってみえるそうですね。ですから、この辺にはあります。

それから、繰り返しますが、今、誘致してもほとんど来ないと。今、実際に陸上競技場を持っているところがそのように言っていました。

ということで、市内にお住まいの、この方は日本陸連公認審判でいらっしゃって、県内の、県外もそうでしょうかね、選手のコーチとかもなさって幾つか肩書のある方ですが、この方の試算を申し上げます。土地が2.5億円として、建設費は中津川をもとに17.5億円と、これが高騰しているそうですね、土木工事費が。この値上がり分をプラスすると、2.5億円プラスになります。それから、消費税が上がるんじゃないでしょうか。５％上がるとしてプラス１億円と、これで23.5億円というふうに試算してみえます。

以上が５億円はとんでもないという話と、このまま突き進んで、公認３種、また４種かもしれませんが、莫大なお金を、市民の税金を使って、その公認の陸上競技場でなければできない大会というのは年に１回来るか来ないかという見通しのようです。

中津川市には聞きましたけど、中津川は３回ぐらいは来ていると言っていましたけど、それにしても年に３回ですね。

これだけのものをこれだけしか、たくさんのお金をかけて公認でなければならない陸上をつくる、それでもつくりたい、つくらなければならない、必要性とさっき言われましたね、はどこにあるのかをちょっとお答えいただけますか。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　これにつきましては、過去から、旧巣南町のときから西部多機能施設ということで、用地につきましては、こうした運動場的なものをつくるという計画がありまして、それが瑞穂市に引き継いだということであります。

それから合併してからも、体育協会さんであったり、統合型地域スポーツクラブさんであったり、それから地域のスポーツ関係者の方にいろいろな御意見を伺っている中で、こうした施設が欲しいと、必要であるということからこの施設を計画しているわけでありますので、全く必要でないということではございませんので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　そういうことは聞いていませんよね。建設費だけで23.5億円、更

新とか、そういうものを入れたらもっとかかるのに、県公認の陸上競技場をつくる必要があるのかとお聞きしたんです。つまり、公認でなくてもいいんじゃないですか。

オリンピックが来ることになりましたけど、健康とスポーツに関して瑞穂市民が福祉の観点から使える場所は確かに必要だと思います。生津のふれあい広場は、緑化公園になるという希望が一番多く、そして市も、マスタープランをごらんください、その予定でしたけれども、野球場、サッカー場、テニスコートにしちゃいましたね。だったら、大月は公認ではない多目的の陸上競技場、小・中学生からおじいちゃん、おばあちゃんから使えるところにしたほうが利用率が増すんじゃないでしょうか。

重大なことを忘れていましたけど、関市へ行って見てきましたら、周りに厳重なフェンスが張ってあるんですね。これは何でかといったら、犬一匹入ってもらっちゃあ困るんだそうです。もうお調べになっていらっしゃると思いますけど、お金をかけたラバーを張ったところが傷つけられると困るから。つまり、一般の市民は、ふだんは入れないんです、そこに。

昨日、県のメモリアル競技場で全国のグラウンドゴルフの大会があったんですかね。そのときに、瑞穂市の選手って一人も参加していないんだそうですね、隣なのに。

だから、そういう方たちもやれるという多目的な運動競技場にもし変更するならば、公認ではなくね、私もこれ賛成しようかなってちょっと考えていますので、そういう見直しをする可能性があるのかどうかだけ、ちょっと教えていただけますか。

○議長（星川睦枝君）　堀市長。

○市長（堀　孝正君）　今、いろいろ御質問をいただいておりますが、中におきまして生津を緑化公園にする、こんな話は一回も出ておったことがございません。私も議会からおりますが、こんな話は全く出ておりません、はっきり申し上げまして。それを、くまがいさん、いかにももっともらしく話をされております。多目的なあれをきちっと使えるようにということでさせていただいたわけでございます。皆さんの御意見を聞いてさせていただいた。くまがいさんが言われると、もっともらしくそのように言われる、全く緑化公園にするという話は一回も聞いたことがありませんよ。

そして、はっきり皆さんに申し上げておきます。私どもの考えておるのは、本格的なそんなものをやろうと思ったら、10億以上は絶対かかるんです、はっきり申し上げて。そんな大きな大会を呼ぼうとか、そんなあれを考えておりません、はっきり申し上げて。やはり瑞穂市に合ったあれでございまして、本当に多くの人が使えるというあれでございます。私は小学生や中学生、こういうものがいつも使えるように、でも、普通の土の運動場と違う、そういうあれをしたいということでございまして、輪之内なんか、くまがい議員にも渡してございますが、あの8,000人、今１万人になりましたけれども、あんな町で６億かけて野球場をつくっておる、野球場だけですよ。これは野球場と違いまして本当に多目的に、中の芝生はグラウンドゴルフ、

瑞穂市には一つもないです、芝生でやれるところが。これは、いつもここの中でグラウンドゴルフもできるようにする。今、グラウンドゴルフの人口がどれだけある、本当に健康づくりのためには一番いい、これも常に使ってもらいたい。

普通の長良川とか浅中なんかのところではそういうことができません、グラウンドゴルフなんか。私どもは、中でグラウンドゴルフもやっていただく、そうやって自由に使って、だから今の５億円ぐらいでできるあれをつくりたいと。やはりトラックだけはアンツーカーでできるあれにしたい。そういうあれで計画をしておるわけでございまして、本格的な大会を呼ぶやつだったら、10億以上かけなくて絶対できません、はっきり申し上げまして。

まだ、今設計の段階でございますけれども、そういう中で今計画をしておるところでございます。これは皆さんによくわかるようにするわけでございますので、決して無駄なあれでなく、本当に多くの市民が使えるような、そういう施設をつくりたいというのが私どもの願いでございまして、全く何しておったところがやめた、私ども大会を呼ぶということは考えておりません。けれども、中学校とか小学校が十分記録会とかそういうことができる、それはこの私どもが考えたあれで十分できるわけでございまして、やはり市民のレベルアップをする。やはり市民の交流できる、そういうスポーツ公園にしたい。その間に、今のキッズダンスもできる、いろんな相撲も、相撲場もとります、フットサルもとります。そういう関係で考えておりますので、その大会を呼んで、そして大イベントをやるということは全く考えておりません。それをやろうと思ったら、10億以上出さなかったら絶対にできません。そういうあれでございます。本当に多くの市民がこの使っていただける、そういうふうに整備をしたいと思っておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　話が全然かみ合っていないと思いますが、最後にもう一回確認をいたしますので、私が聞いたことにお答えいただけますでしょうか、どなた様でも結構ですが。

大会を呼ぼうとは考えていないと、多くの市民が使える施設をつくりたいと、私も全く同じ考えだと多分思います。であれば、多額の税金を使う公認の陸上競技場をメーンとした運動公園は必要ないのではないかと。もうちょっと市民のみんなが使える多目的な運動公園にしたほうがいいんじゃないかという、この論点だけに限って御答弁をいただけますでしょうか。教育長さん、いかがでございますか。

○議長（星川睦枝君）　横山教育長。

○教育長（横山博信君）　御指名でございますので答弁させていただきます。

内容につきましては、今、市長さんが熱く語っていただきましたように、これからまた議員の皆さんに御相談をかけるということで、新年度予算の場でまたこういった話し合いができた

らいいなと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　きょうは総括質疑ですので、質疑だけで終わりたいと思います。

以上、私の調べた範囲で、県内、または市内の陸上競技場も見て、専門家の方の意見もお聞きした結果、質疑させていただきました。それによると、到底５億円では無理というのが１つ、それから２点目として、大会を呼ぶ必要もないならば、大勢の市民が使う運動公園ならば、多額の税金を使った公認陸上競技場ではない多目的運動公園にするということを考えていっていただきたいと思います。

最終日の20日は、私たちは賛成か反対か、立つ、座るとやらなきゃなりませんので、それまでに多分変わらないのかなと思いますけれど、そこを確認したいと思って土地を買う目的について質疑させていただきました。

以上で終わります。

○議長（星川睦枝君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　改革の西岡一成でございます。

今のくまがい議員の質問に関連をして、私も執行部に見解をただしておきたいと思います。

今、横山教育長は新年度予算の中でまた議会の皆様方と云々という話がありましたけれども、私が思うには、今現在、（仮称）大月運動公園の設計をお願いしておるということであります。そこで、私が思うには、その場合に方法論の問題として、第３種の公認の陸上競技場、そして第４種の陸上競技場、さらには多目的な運動広場というものについて、それぞれ使用頻度、そういうものもございます。それを踏まえてメリット・デメリットについて我々に説明できる、そういう資料をまず出すべきです。

最初から１つだけ決めて設計に出して、その流れの中で、横山教育長の話ではないけれども、議員の皆さんと一緒にではない。その前にやらなければいけないものが、今、私が申し上げたことではないかと思うんですね。それを検討する、その準備をする。そうでないと結論がひとり歩きして、先にどんどんどんどんと進んでいく。横山教育長の今の答弁は、単なるリップサービスにすぎないということにならざるを得ないんであります。その点について執行部は、本当に何が公平で客観的な進め方なのかということを考えたときに、私の思いはいかがでしょうか。御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　ただいまの御質問ですけれども、この計画が出てきた経緯について

は、何回もお話はさせていただいております。この旧本巣の地域には、本巣市には野球場があり、北方には総合体育館がありというところで瑞穂市には何もない。そういったところに、この地域で何が必要かというときに陸上競技場があるといい、こういうようなことが多くの体育関係者の皆さんからお聞きしております。そういうことで、これについてはぜひ陸上競技場をという話になっております。

あと、３種か、４種か、それから多目的広場かということになりますれば、生津スポーツ広場がもう既に多目的のスポーツ広場になっております。そうすると、やはりそういう専門的な競技場があれば、本当に今のこれからの子供たちも大変喜ぶ施設だということは思っております。

で、３種、４種の違いですけれども、先ほど南アルプス市さんのお話が出ましたが、設備する器具が違ってくるということが一番大きいと思います。それで、短距離とか長距離、そのタイムをはかるには、公認の記録ということになりますと、そういうデジタルの記録カメラが必要になってくるというところで、多分そういうものが一番金額的には大きいんだろうと思いますけれども、そういう公認の記録を持つということも、やはりそういう記録を持っているということも、やっぱりこれから次代を担う子供たちに必要、そういうことが自信になっていくということも思われますので、やはりそういうものも必要ですし、それから市長が言われました、誰でも使えるというようなことにつきましては、広く市民の皆さんにも開放できるような施設を今現在も考えております。

当然、グラウンドの中のインフィールドにつきましては天然芝になっておりますので、グラウンドゴルフやゲートボール、それからサッカーができますし、休日においては、月に何回かそういう休日をつくって市民に開放していくようなことも考えておりますので。

ただ、やはり今必要なのは、多目的広場についてはもう既にあるということですので、こういう陸上競技場をこれから考えていきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　私がお聞きをしたのは、方法論としてどうなのか。１つは第３種の公認陸上競技場、２つは第４種の公認陸上競技場、そして３つは多目的運動広場、それぞれのメリット・デメリット、もっと言えば、財政的に、じゃあどれだけ違うのか等々についても概略把握をして、他の競技場等々があるわけですから、それで比較検討すれば出る。出たものをどうですかということが、やはり物の順序ではないか。

先ほど市長の答弁の中では、大会を持ってくるわけではなくて、小学校や中学校の子供たち、もっと言えば広く市民全体が参加することによってその運動能力を高め、健康増進をしていくというふうなことが照準ということだとすればですよ、今、私が申し上げたような手続といい

ますか、プロセスというものは当然踏んでいかなければならない。そのことが費用対効果も含めて、地方財政が厳しい折、我々のとるべき態度ではないか、こういうことを聞いた。それに対して答弁してください。

○議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君）　今度文教厚生委員会もありますので、そのときに何らかの形でその比較については出させていただいて、また検討していただければいいかなということは考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君）　西岡一成君。

○３番（西岡一成君）　もう最後にしますけど、そのときに言っていただければいいかなあというのは、それは常任委員会なんです。ここは本会議の総括質疑の場で、そのことで執行部は責任ある答弁をしなきゃいけないね。委員会に振るんだったら総括質疑は要らないということです。その点をきちんと踏まえて答弁をしていただきたい。これ以上、今は言いません。

○議長（星川睦枝君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第12　議案第58号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第12、議案第58号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第13　議案第59号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第13、議案第59号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

――

日程第14　議案第60号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第14、議案第60号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

――

日程第15　議案第61号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第15、議案第61号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

――

日程第16　議案第62号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第16、議案第62号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

――

日程第17　議案第63号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第17、議案第63号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第18　議案第64号について（質疑）

○議長（星川睦枝君）　日程第18、議案第64号市道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第47号から議案第64号までは、会議規則第37条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

散会の宣告

○議長（星川睦枝君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会　午後０時08分